

経済要録

国 内

◆政府、銀行法等の一部を改正する法律案を閣議決定

政府は、3月6日、銀行法等の一部を改正する法律案を閣議決定した。同法案は、平成12年12月に金融審議会第一部会が取りまとめた報告書「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（『日本銀行調査月報』2001年2月号「経済要録」参照）を受けたもの。その概要是以下のとおり。

銀行法等の一部を改正する法律案（概要）

「IT革命」の進展などを背景とするいわゆる「異業種」からの銀行業への参入の動きなどを踏まえて、銀行の健全性を確保しつつ、我が国金融の活性化を図ることにより、安定的な金融システムを構築するため、所要の措置を講ずるもの。保険会社についても同様のものとする。これらの措置は経済構造改革にも資するもの。

1. 主要株主に関するルール整備

（1）「主要株主」等の位置付け

銀行の株式を5%超所有する株主に、株式取得に関する届出制を導入するとともに、銀行経営に実質的な影響力を有する株主（原則20%以上の株式を所有する株主等。グループまたは単体。）については、「主要株主」と位置づけ、あらかじめ認可を得ることとする。

（注）既存の銀行の株主にも本ルールは適用される。

（2）「主要株主」の適格性

「主要株主」の財務面の健全性や株式所有の目的、社会的信用等に基づき判断。

（注）銀行の取締役にも、銀行の経営管理に関する知識・経験や社会的信用が求められる。

（3）「主要株主」等に対する報告徴求・検査

- ・ 銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認められる場合に、必要な限度で実施。

（→「主要株主」として不適格と認定されれば、認可の取消し等の処分）

- ・ 「主要株主」以外の5%超所有の株主に対する報告徴求・検査は、届出事項の確認等に必要な場合に限り実施。

（4）銀行経営悪化時の対応

銀行の経営が悪化した場合で、何らかの措置により経営改善が見込まれる時には、50%超所有の主要株主に対しては、子銀行経営の健全性確保のための措置を求めることとする。

（5）その他、銀行と「主要株主」の取引に関する所要の措置、「主要株主」等の虚偽報告に対する罰則の整備等を行う。

（6）保険会社についても、基本的には、以上と同様の考え方で法整備を行うこととする。

その他所要の措置を講じる。

2. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

- (1) 情報化の進展などを背景として、銀行等の支店の設置などについて認可制から届出制に改めることとする。また、銀行の免許審査における需給調整規定を削除する。
- (2) 銀行業の他業禁止の趣旨を踏まえつつ、利用者利便の向上を図る等の観点から、普通銀行等の本体での信託業務を解禁する。
- (3) 銀行の子会社については、現在、従属業務と金融関連業務を併せ営むことが禁じられているが、これを認めるなどの見直しを行う。
- (4) 保険会社及び協同組織金融機関についても子会社における従属業務と金融関連業務の兼営を認めるとともに、協同組織金融機関の事務所に係る規制の見直しを行うなど、関連する法整備を行うこととする。
その他所要の措置を講じる。

◆金融庁、関西さわやか銀行、東日本銀行、近畿大阪銀行および岐阜銀行の公的資本増強申請を承認

金融庁は、3月8日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく関西さわやか銀行の公的資本増強申請を承認した。同様に金融庁は、3月13日に東日本銀行、3月22日に近畿大阪銀行、3月29日に岐阜銀行の公的資本増強申請を承認した。なお、いずれも、経営健全化計画が併せて公表された。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更と一段の金融緩和措置について」を公表

日本銀行は、3月19日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別紙1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成13年4月～9月の金融政策決定会合の開催予定日等を別紙2のとおり公表することを承認した。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、3月21日に公表したほか、2月9日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月23日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別紙1)

平成13年3月19日
日 本 銀 行

金融市場調節方式の変更と一段の金融緩和措置について

1. 日本経済の状況をみると、昨年末以降、海外経済の急激な減速の影響などから景気回復テンポが鈍化し、このところ足踏み状態となっている。物価は弱含みの動きを続けており、

今後、需要の弱さを反映した物価低下圧力が強まる懸念がある。

2. 顧みると、わが国では、過去10年間にわたり、金融・財政の両面から大規模な政策対応が採られてきた。財政面からは、度重なる景気支援策が講じられた一方、日本銀行は、内外の中央銀行の歴史に例のない低金利政策を継続し、潤沢な資金供給を行ってきた。それにもかかわらず、日本経済は持続的な成長軌道に復するに至らず、ここにきて、再び経済情勢の悪化に見舞われるという困難な局面に立ち至った。

3. こうした状況に鑑み、日本銀行は、通常では行われないような、思いきった金融緩和に踏み切ることが必要と判断し、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下の措置を講ずることを決定した。

(1) 金融市场調節の操作目標の変更

金融市场調節に当たり、主たる操作目標を、これまでの無担保コールレート（オーバーナイト物）から、日本銀行当座預金残高に変更する。この結果、無担保コールレート（オーバーナイト物）の変動は、日本銀行による潤沢な資金供給と補完貸付制度による金利上限のもとで、市場に委ねられることになる。

(2) 実施期間の目処として消費者物価を採用

新しい金融市场調節方式は、消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで、継続することとする。

(3) 日本銀行当座預金残高の増額と市場金利の一段の低下

当面、日本銀行当座預金残高を、5兆円程度に増額する（最近の残高4兆円強から1兆円程度積み増し＜別添＞）。この結果、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、これまでの誘導目標である0.15%からさらに大きく低下し、通常はゼロ%近辺で推移するものと予想される。

(4) 長期国債の買い入れ増額

日本銀行当座預金を円滑に供給するうえで必要と判断される場合には、現在、月4千億円ペースで行っている長期国債の買い入れを増額する。ただし、日本銀行が保有する長期国債の残高（支配玉＜現先売買を調整した実質保有分＞ベース）は、銀行券発行残高を上限とする。

4. 上記措置は、日本銀行として、物価が継続的に下落することを防止し、持続的な経済成長のための基盤を整備する観点から、断固たる決意をもって実施に踏み切るものである。

5. 今回の措置が持つ金融緩和効果が十分に發揮され、そのことを通じて日本経済の持続的な成長軌道への復帰が実現されるためには、不良債権問題の解決を始め、金融システム面や経済・産業面での構造改革の進展が不可欠の条件である。もとより、構造改革は痛みの伴うプロセスであるが、こうした痛みを乗り越えて改革を進めない限り、生産性の向上と持続的な経済成長の確保は期し難い。日本銀行としては、構造改革に向けた国民の明確な意思と政府の強力なリーダーシップの下で、

各方面における抜本的な取り組みが速やかに進展することを強く期待している。

(別添)

平成 13 年 3 月 19 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が 5 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別紙 2)

平成 13 年 3 月 19 日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程(平成 13 年 4 月～9 月)

	会合開催	金融経済月報公表	(議事要旨公表)
13 年 4 月	4 月 13 日<金> 4 月 25 日<水>	4 月 16 日<月> —	(5 月 23 日<水>) (6 月 20 日<水>)
5 月	5 月 18 日<金>	5 月 21 日<月>	(6 月 20 日<水>)
6 月	6 月 15 日<金> 6 月 28 日<木>	6 月 18 日<月> —	(7 月 19 日<木>) (8 月 20 日<月>)
7 月	7 月 16 日<月>	7 月 17 日<火>	(8 月 20 日<月>)
8 月	8 月 15 日<水>	8 月 16 日<木>	(9 月 21 日<金>)
9 月	9 月 18 日<火>	9 月 19 日<水>	未定

◆日本銀行、「手形買入における買入対象先選定基本要領」の一部改正等を決定

日本銀行は、3 月 19 日、政策委員会・金融政策決定会合において、「手形買入における買入対象先選定基本要領」の一部改正等を決定し、同日対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

「手形買入における買入対象先選定基本要領」の一部改正等について

平成 13 年 3 月 19 日
日 本 銀 行

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、下記の基本要領を改正しましたので、お知らせします。

下記のうち、1. については、「手形買入および手形売出の見直しに関する基本方針」（平成 12 年 4 月 27 日決定）ならびに「流動性供給方法の改善策および公定歩合の引き下げについて」（平成 13 年 2 月 9 日決定）において対外的に示した方針に基づき、手形買入（全店買入）および手形買入（本店買入）の対象先選定を実施するための改正です。

また、下記のうち 2. から 13. までについては、「補完貸付制度基本要領」（平成 13 年 2 月 28 日決定）の規定と平仄を合わせるために行う技術的な改正です。

記

1. 「手形買入における買入対象先選定基本要領」 (平成 12 年 4 月 27 日決定) 中一部改正

・ · · · · 別紙 1

2. 「手形買入基本要領」(平成 12 年 4 月 27 日 決定) 中一部改正	別紙 2	12. 「手形売出における売出対象先選定基本要領」 (平成 12 年 4 月 27 日決定) 中一部改正	別紙 12
3. 「金銭を担保とする国債の借入における借入 対象先選定基本要領」(平成 11 年 6 月 14 日 決定) 中一部改正	別紙 3	13. 「手形売出基本要領」(平成 12 年 4 月 27 日 決定) 中一部改正	別紙 13
4. 「金銭を担保とする国債の借入基本要領」 (平成 9 年 10 月 28 日決定) 中一部改正	別紙 4		別紙 1
5. 「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入 における買入対象先選定基本要領」(平成 10 年 12 月 15 日決定) 中一部改正	別紙 5	「手形買入における買入対象先選定基本要領」 中一部改正	
6. 「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入 基本要領」(平成 10 年 12 月 15 日決定) 中一 部改正	別紙 6	○ 2. を次のとおり改める（全面改正）。	
7. 「短期国債売買における売買対象先選定基本 要領」(平成 10 年 12 月 15 日決定) 中一部改 正	別紙 7	2. 買入対象先の選定基準等	
8. 「短期国債の条件付売買基本要領」(平成 11 年 3 月 25 日決定) 中一部改正	別紙 8	(1) 買入対象先の選定に当っては、手形買入 (本店買入) (本行本店のみを買入店とする 手形買入をいう。以下同じ。) および手形買 入 (全店買入) (本行本支店を買入店とする 手形買入をいう。以下同じ。) の別に、買入 対象先となることを希望する先を公募する ものとする。	
9. 「短期国債売買基本要領」(平成 11 年 10 月 27 日決定) 中一部改正	別紙 9	(2) 買入対象先については、(1) の公募に応 じた者（以下「応募先」という。）の中から、 手形買入 (本店買入) については(3) に 掲げる要件を満たす先を、手形買入 (全店 買入) については(4) に掲げる要件を満 たす先をそれぞれ選定する。	
10. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」 (平成 11 年 3 月 25 日決定) 中一部改正	別紙 10	(3) 手形買入 (本店買入)	
11. 「国債売買基本要領」(平成 11 年 3 月 25 日 決定) 中一部改正	別紙 11	イ、本行本店の当座預金取引であること ロ、本行本店との当座預金取引について日本 銀行金融ネットワークシステムを利用して いること ハ、自己資本の状況および考查等から得られ	

た情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ニ、適格担保の差入実績が、手形買入（本店買入）への積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

ホ、イ、からニ、までに掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が手形買入（本店買入）の円滑な実施のために適當と認める買入対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して買入対象先を選定する。

（イ）手形買入（本店買入）における落札実績

（ロ）適格担保の差入実績

（4）手形買入（全店買入）

イ、応募先が買入店とすることを希望する本行本支店（1か店のみとする。以下「希望買入店」という。）の当座預金取引先であること
ロ、希望買入店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考查等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ニ、適格担保の差入実績が、手形買入（全店買入）への積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

ホ、イ、からニ、までに掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が手形買入（全店買入）の円滑な実施のために適當と認める本行本支店毎の買入対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して本行本支店毎に買入対象先を選定する。

（イ）手形買入（全店買入）における落札実績

（ロ）適格担保の差入実績

（附則）

（1）この一部改正は、平成13年3月19日から実施する。

（2）この改正後の基本要領に基づく初回の買入対象先の選定においては、2.（3）ホ、（イ）に定める手形買入（本店買入）の落札実績は、「手形買入基本要領」（平成12年4月27日付政委第62号別紙2.）に基づき実施した手形買入および「社債等を担保とする手形買入基本要領」（平成11年2月12日付政委第12号別紙1.）に基づき実施した手形買入の落札実績とする。

別紙2

「手形買入基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成13年3月19日か

ら実施する。

別紙 3

「金銭を担保とする国債の借入における借入
対象先選定基本要領」中一部改正

- 2. (2) ニ、を横線のとおり改める。

ニ、自己資本の状況および考查等から得られた情報
に照らし、信用力が十分であると認められること

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日か
ら実施する。

別紙 4

「金銭を担保とする国債の借入基本要領」中
一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 借入対象先

金融機関（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第三十七条第一項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）第十条第一項第二号に規定する証券会社及び同項第四号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第三号に規定する証券金融会社をいう。）及び短資業者（同項第五号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日か
ら実施する。

別紙 5

「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入に
おける買入対象先選定基本要領」中一部改正

- 2. (2) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、自己資本の状況および考查等から得られた情報
に照らし、信用力が十分であると認められること

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日か
ら実施する。

別紙 6

「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入
基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5 号に規定する者をいう。）のうち、

別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 7

「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」
中一部改正

○ 2. (2) ニ、を横線のとおり改める。

ニ、自己資本の状況および考查等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 8

「短期国債の条件付売買基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関(日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)
第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。)、証券会社(日本銀行法施行令(平成 9 年政令第 385 号)第 10 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社をいう。)、証券金融会社(同項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。)および短資業者(同項第 5 号に規定する者をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(同項第 5 号に規定する者をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 9

「短期国債売買基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関(日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)
第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。)、証券会社(日本銀行法施行令(平成 9 年政令第 385 号)第 10 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社をいう。)、証券金融会社(同項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。)および短資業者(同項第 5 号に規定する者をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 10

「国債売買における売買対象先選定基本要領」
中一部改正

○ 2. (2) ニ、を横線のとおり改める。

ニ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 11

「国債売買基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 12

「手形売出における売出対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

別紙 13

「手形売出基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売出対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、平成 13 年 3 月 19 日から実施する。

◆平成 13 年度予算の成立

3 月 26 日、参議院本会議において、平成 13 年度一般会計予算が成立した（平成 13 年度一般会計予算の概要については、『日本銀行調査月報』2001 年 2 月号「経済要録」参照）。

◆金融再生法第 53 条に基づく一般金融機関からの資産買取りについて

預金保険機構は、3月 28 日、金融再生法第 53 条に基づく一般金融機関からの資産買取り（12 年度下期分）に関して、内閣総理大臣による承認を受け、当該買取りの決定を行った。その内容は以下のとおり。

平成 12 年度下期の金融再生法第 53 条に基づく一般金融機関からの資産買取りの概要（実施日 平成 13 年 3 月 28 日）

（単位：百万円）

	金融機関数	債権元本	買取価格
都銀・長信銀・信託	8	31,280	818
地銀	33	72,561	2,745
第二地銀	17	245,294	2,170
その他	20	22,518	569
計	78	371,653	6,302

（注）債権元本は貸出金元本+仮払金

◆政府、「規制改革推進 3 か年計画」を閣議決定

政府は、3月 30 日、「規制改革推進 3 か年計画」を閣議決定した。本計画は、規制改革関連事項について、平成 13 年度から 15 年度までの 3 か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図るため、決定されたもの。

◆現行金利一覧

(13年4月13日現在) (単位 年%)		
	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.25	13. 3. 1 (0.35)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28 (1.500)
長期プライムレート	1.85	13. 4. 10 (1.90)

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。
2. 13年4月より、「政府系金融機関の貸付基準金利」および「資金運用部預託金利」の掲載は取り止めました。

◆公社債発行条件

(13年4月13日現在)			
		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り (%)	<u>1.027</u>	1.329
	表面利率 (%)	<u>1.1</u>	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.66</u>	100.62
政府短期証券	(13年4月13日発行分～)		(13年4月9日発行分～)
	応募者利回り (%)	<u>0.052</u>	<u>0.047</u>
政府保証債 (10年)	発行価格 (円)	<u>99.992</u>	99.988
	応募者利回り (%)	<u>1.428</u>	1.457
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.4
公募地方債 (10年)	発行価格 (円)	<u>99.75</u>	99.50
	応募者利回り (%)	<u>1.451</u>	1.474
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.4
利付金融債 (5年物)	発行価格 (円)	<u>99.55</u>	99.35
	応募者利回り (%)	<u>0.950</u>	1.000
	表面利率 (%)	<u>0.95</u>	1.00
割引金融債	発行価格 (円)	100.00	100.00
	応募者利回り (%)	0.120	<u>0.120</u>
	同税引後 (%)	0.100	<u>0.100</u>
	割引率 (%)	0.11	<u>0.11</u>
	発行価格 (円)	99.89	99.88
(4月後半債)		(4月前半債)	

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆B I S グローバル金融システム委員会、「ホールセール金融市场における担保—最近の動向、リスク管理および市場ダイナミクス」を公表

B I S グローバル金融システム委員会は、3月6日、「ホールセール金融市场における担保—最近の動向、リスク管理および市場ダイナミクス」（原題：Collateral in Wholesale Financial Markets : Recent Trends, Risk Management and Market Dynamics）と題する報告書を公表した（その要旨については、『日本銀行調査月報』2001年3月号参照）。

◆バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、「レバレッジの高い業務を行う機関に関する課題の再検討」を公表

バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）は、3月22日、「レバレッジの高い業務を行う機関に関する課題の再検討」（原題：Review of Issues Relating to Highly Leveraged Institutions（H L I s））を公表した（プレス・リリースの仮訳は、『日本銀行調査月報』2001年4月号参照）。